

東京大学医科学研究所教職員給与規則等の特例を定める規則

平成30年2月22日制定

改正 平成30年12月20日

令和 2年 1月30日

令和 5年 1月26日

令和 6年 1月25日

令和 7年 1月30日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年4月1日東大医科研規則第4号）、東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大医科研規則第12号）及び東京大学医科学研究所短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年4月1日東大医科研規則第24号）の特例を定めることを目的とする。

（特例一時金及び支給日）

第2条 令和7年2月1日に在職する別に定める教職員（（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）、再雇用教職員、特定有期雇用教職員及び短時間勤務有期雇用教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。

2 前項に規定する特例一時金の支給日は、令和7年3月17日とする。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。